

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次

告 示	ページ	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1	
○県統計調査の実施 (統計課)	2	
◎告示（准看護婦養成所指定）の一部改正 (医師確保推進課)	2	
◎告示（准看護婦養成所の指定）の一部改正 (")	2	
○保安林の指定予定の通知 (24件) (治山林道課)	2	
○保安林の解除予定の通知 (")	7	
○保安林の指定予定に係る通知の掲示 (")	7	
○保安林の指定に係る通知の掲示 (")	7	
○道路の区域変更 (道路課)	8	
○道路の供用開始 (")	8	
公 告		
○換地処分の届出 (角谷土地改良区) (農業基盤課)	8	
高知県公安委員会告示		
○警備員等に係る検定の実施	8	
落札公告		
○落札者等の公告 (3件) (情報政策課)	9	

告 示

高知県告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、須崎市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成22年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
下分	木ノ下	乙735の7、乙752、乙	下分	桜ノ久

	726、乙727、乙729、乙731、乙732、乙734の1に隣接する水路である市有地の全部			
	字桜ノ久保乙820の5、乙820の10、乙820の12、乙825の1から乙525の4まで、乙826の1から乙826の3までに隣接する道路である市有地の全部			
堂口	乙816の3、乙817の2、乙818の2、乙819の2			
松木ノ久保	乙773に隣接する水路である市有地の一部		吾郎前	
中田	乙774の一部、乙775の一部			
野添	乙881の一部、乙882の一部			
内堤	乙883の1の一部、乙899の1の一部			
中田	乙774の一部、乙777の一部		松木ノ久保	
	乙777、乙782の1に隣接する道路である市有地の一部			
	乙775の一部、乙776の一部、乙777の一部、乙778、乙779、乙780の1、乙781の1、乙781の口、乙782の1、乙783の1、乙786の1、乙787の1		野添	
船倉	乙795の1、乙796の1、乙798の1、乙799の1			
前川原	乙857の1の一部、乙858の1の一部、乙858の2			

	の一部			
国弘	乙840の1、乙842の1、乙843の1、乙844の1、乙844の2、乙844の8、乙845の1、乙845の2、乙845の9、乙846の1			前川原
野添	乙861の1の一部、乙861の2の一部			
水越	乙1073の2、乙1074の2、乙1075の2、乙1076の1、乙1077の1、乙1077の2、乙1080の1、乙1080の3			
前川原	乙851の2の一部、乙851の3の一部、乙851の4から乙851の6まで、乙852の1の一部、乙852の2、乙857の1の一部、乙857の2			内堤
野添	乙862の1の一部、乙862の2の一部、乙863の一部、乙870の1の一部、乙870の2の一部、乙871の一部、乙872、乙873の一部、乙875の一部、乙876の一部、乙877から乙879まで、乙880の一部、乙881の一部、乙882の一部			
吾郎前	乙932の1の一部			
野添	乙881の一部、乙882の一部			中田
内堤	乙886の2、乙895の1、乙896の1、乙897、乙898の1、乙899の2、乙899の4			水越

吾郎前	乙900の2の一部、乙900の3の一部			1030の2、乙1031の2、乙1032の4、乙1033の4、乙1035の3、乙1035の4			イ 所在地 ウ 生産品目 エ 生産数量 (2) その基準となる期日 毎月末日現在
新川	乙1083の1、乙1083の3、乙1084、乙1085の1、乙1085の2、乙1086の1、乙1086の2、乙1088の1の一部、乙1088の2の一部、乙1091の1の一部、乙1091の2の一部、乙1091のロ、乙1091のハ、乙1091の5の一部、乙1091の7の一部、乙1091の8の一部、乙1091の9の一部、乙1091の10の一部、乙1091の18の一部、乙1091の20の一部、乙1091の21の一部、乙1091の310、乙1090の311に隣接する道路及び水路である市有地の一部		水越	乙1042の一部、乙1043、乙1044の1の一部、乙1044の2、乙1045の1の一部、乙1045の2の一部、乙1046の1の一部、乙1048の1の一部、乙1048の3の一部、乙1049の1の一部、乙1049の5の一部			5 報告を求める者 (1) 数 22製造事業所 (2) 選定方法 「平成12年版明日を拓く高知の企業11000社」（財団法人高知県産業振興センター発行）に掲載されている製造業事業所及び協同組合から有意抽出する。
吾郎前	乙900の1、乙900の2の一部、乙900の3の一部、乙901の1から乙901の6まで、乙902の1、乙902の2、乙903の1、乙903の2、乙904の1、乙904の2、乙905の1、乙905の2、乙906から乙911まで、乙912の1、乙912の3、乙912の4、乙913の1、乙914の1、乙915の1、乙916の4、乙918の2、乙919の1、乙920の1、乙921の1、乙922の1、乙923の1、乙924の1、乙925から乙927まで、乙928の1、乙928の4、乙928の6、乙931の2	巖ノ木	新川	乙1090の436から乙1090の439まで			6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 県が製造事業所に直接報告を求める。 (2) 調査方法 郵送調査
坂ノ前	乙1025の5、乙1025の6、乙1026の8、乙1026の9、乙1027の4、乙						7 報告を求める期間 毎月10日から翌月25日まで 高知県告示第354号 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第13条第2項の規定により、高知県医師会准看護学院学院長永野健五郎から准看護師養成所の位置を平成22年4月1日から変更した旨の届出があったので、昭和29年1月高知県告示第1号（准看護婦養成所指定）の一部を次のように改正する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直 表中「高知市鷹匠町二丁目1番36号」を「高知市丸ノ内一丁目7番45号」に改める。 高知県告示第355号 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第13条第2項の規定により、医療法人青雲会理事長近藤近江から准看護師養成所の位置を平成22年4月1日から変更した旨の届出があったので、昭和39年5月高知県告示第154号（准看護婦養成所の指定）の一部を次のように改正する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直 表中「高岡郡佐川町乙1777番地」を「高岡郡佐川町乙1774番地1 きららビル2階」に改める。 高知県告示第356号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直
<p>備考 1 この表に表示されている区域に隣接在する道路及び水路である市有地の一部を含むものとする。 2 上記地番は、平成22年2月1日現在の登記簿による。</p> <p>高知県告示第353号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 高知県鉱工業生産統計調査</p> <p>2 調査の目的 鉱工業製品を生産する県内の事業所（経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の対象事業所以外の事業所に限る。）における生産活動（生産量）の調査を行い、経済産業省生産動態統計調査の結果と併せて指数化し、本県の経済動向を把握する上での基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域 高知県全域 (2) 単位 製造事業所 (3) 属性 県内の製造事業所</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日 (1) 報告を求める事項 ア 事業所名</p>							

<p>1 保安林予定森林の所在場所 室戸市室津字南ケ谷1174、3189、字南ケ谷西原3193</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字南ケ谷3189・字南ケ谷西原3193（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第357号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第358号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市橋上町坂本字小川山468の38、字松原山172の1、字上田谷山524の1、524の30、字榎川山535の55、535の56、535の60、字小藤水流470の39、字出井谷474の1、474の2、字八ヶ森山512の49、512の50</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第359号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第360号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 四万十市西土佐岩間字近谷山493の27</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第361号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>1 保安林予定森林の所在場所 室戸市吉良川町字赤土乙5033の1、字西谷乙1049、乙1050、乙1051の1、乙1051の2、乙1052の1、乙1052のロ、乙1053、字カカリヤ乙1080のイ、乙1080のロ、乙1081、乙1082、乙5040の19、字西谷セイモト乙1063</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字赤土乙5033の1・字西谷乙1050・乙1051の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙1049、乙1051の2、乙1052の1、乙1052のロ、乙1053、字カカリヤ乙1080のロ（次の図に示す部分に限る。）、乙1080のイ、乙1082、字西谷セイモト乙1063（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の</p>	<p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市小筑紫町都賀川字古沼田山642の16、小筑紫町伊与野字北ヌタカ峠2489の1、2490のイ、2490のロの3</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p>	<p>1 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町葛原字コラスケ2325の1、2325の3</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p>

<p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第362号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町川口字キシジタ1499、字マミノイシ1502の1、1506の2</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第363号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町立川下名字シシアソビ1917の2、1917の17、1921の5</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p>	<p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第364号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町谷字ナマタワラ875の8、875の33、字芦谷944の1</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第365号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町上東字田ノ上117、字子コブチ125、666、字カヂヤ272、273の1、字ヲウモト谷714、715</p> <p>2 指定の目的</p>	<p>土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字田ノ上117・字子コブチ125・666・字カヂヤ272・273の1・字ヲウモト谷714・715（以上7筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第366号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 土佐郡土佐町南川字宮谷320</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字宮谷320（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第367号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨</p>
---	--	---

の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水下分字藤ノトヲ東浦107、1917、1918の2、字中野1832の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字藤ノトヲ東浦107・1917・字中野1832の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第368号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水下分字除川396、字上石休場2096の1、2096の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字除川396・字上石休場2096の1・2096の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第369号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水下分字中山2733のロ
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中山2733のロ（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第370号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町小川縦ノ木山字妙見1271の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字妙見1271の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第371号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町用居字ナガノヂ丙20
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ナガノヂ丙20（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第372号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町蔵谷字シタツエ180、1648、1649、字子ゴシ

<p>サコ200から203まで、1657、1671</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字シタツエ180・1648・1649・字子ゴシサコ200・201・203・1657（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第373号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町藤ノ野字ユキヤケ445、982</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ユキヤケ445・982（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に</p>	<p>備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第374号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町土居字ゴホワガモリ乙1117、乙1118、竹ノ谷字ゴホワガモリ2804</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ゴホワガモリ乙1117・乙1118・字ゴホワガモリ2804（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第375号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町川渡字屋敷後4469、4470、11799から11803まで、11805</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字屋敷後4469・4470・11801・11803・11805（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな</p>	<p>い。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第376号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡越知町野老山字中川原3846の1、3867の1、3868、6948の1、6952</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字中川原3846の1・3867の1・6948の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第377号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡越知町横島北字砂留284のイの1、284のイの2、284</p>
---	--	---

<p>のロ、287、290の1、横島中字東泉谷4762、4763</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字砂留287・字東泉谷4762（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第378号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡津野町芳生野字シチクノサコ丙415、丙416、字ウシロ山丙444の15、丙444の16</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字シチクノサコ丙416・字ウシロ山丙444の15・丙444の16（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備</p>	<p>え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第379号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町井崎字大平1191の16</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第380号 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 高岡郡日高村沖名字樽ノ木1155の4、1155の6</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 解除の理由 指定理由の消滅</p> <p>高知県告示第381号 平成22年5月付け高知県告示第312号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を黒潮町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p>	<p>(1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡田ノ口村御坊畑19番屋敷</p> <p>イ 氏名 松本 竹次</p> <p>2 保安林に指定する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 保安林予定森林の所在場所 幡多郡黒潮町御坊畑字ホトガナロ881、字ヌタツボ919、字下クタセ976のイ、976のロ、977のロ、字上ウツゲジリ1004、1005、1006の1、1007の4、字ウチノ尾1076、1077、字池ノ谷1096の3、字下池ノ谷1097の4、字ヲリ山1098の1、字シイノキ谷1100の6、1100の7、字上ノダン1138、字コヤジン1148、1149、1152から1154まで、字ヲクタクボ1161、1163、字ヲクウチビラ1173のイ、1173のロ、1174の3、1176、1178</p> <p>(2) 指定の目的 水源のかん養</p> <p>(3) 指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第382号 平成22年5月付け農林水産省告示第791号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成22年6月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村津家12番屋敷</p> <p>イ 氏名 吉川 国之丞</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村津家14番屋敷</p> <p>イ 氏名 豊永 徳馬</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村津家42番屋敷</p> <p>イ 氏名 吉川 伊左衛門</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村津家40番屋敷</p> <p>イ 氏名 笹岡 喜三右衛門</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所</p>
---	---	---

長岡郡大豊村津家49番屋敷
 イ 氏名 合田 幸馬
 (6)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村杉1番上1番屋敷
 イ 氏名 久保 源六
 (7)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村津家13番屋敷
 イ 氏名 吉川 弥三郎
 (8)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村津家12番屋敷
 イ 氏名 吉川 馬三郎
 (9)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村葛原50番屋敷
 イ 氏名 宮内 槌助
 (10)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大杉村高須233番地
 イ 氏名 保証責任大杉村報徳信用販売購買利用組合
 (11)ア 登記簿記載の住所 長岡郡東本山村津家42番屋敷
 イ 氏名 吉川 伊左衛門

2 保安林に指定する通知の要旨
 (1) 指定に係る保安林の所在場所
 長岡郡大豊町葛原字ナカノウエ557の2、2128、2129、字ナカウネ2136の1、字ヲヲエ569、土佐郡土佐町南川字和早木1767の10、大川村朝谷字モミノ木108の5、字ヲス谷142の1
 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 (3) 指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第383号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成22年6月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成22年6月11日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
 2 路線名 440号
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町永野2049番から 高岡郡檮原町下本村356番まで	前 A	3.9 } 85.0	2,918
	B	10.5 } 102.6	
高岡郡檮原町永野2119番5から 高岡郡檮原町下本村360番1まで	後	10.5 } 102.6	2,783

高知県告示第384号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成22年6月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成22年6月11日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 仁淀東津野
 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町船戸字木地屋式1938番3から 高岡郡津野町船戸字木地屋式1938番6まで	30	平成22年6月11日

 公 告

 土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定によ

り、角谷土地改良区から角谷地区（角谷換地区）の換地処分を平成22年5月19日に行った旨の届出があった。
 平成22年6月11日
 高知県知事 尾崎 正直

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第14号
 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。
 平成22年6月11日
 高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 検定を実施する警備業務の種類及び級
 雑踏警備業務 2級
 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
 (1) 検定の実施日及び開始時間
 平成22年9月17日（金）午前9時
 (2) 検定の実施場所
 香川県高松市東郷町587番地1
 香川地域職業訓練センター
 電話番号087-882-2854

3 検定の実施予定人員
 10人
 4 受検資格者
 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）
 5 検定の方法
 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
 (1) 学科試験
 ア 警備業務に関する基本的な事項
 イ 法令に関すること。
 ウ 雑踏の整理に関すること。
 エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 (2) 実技試験
 ア 雑踏の整理に関すること。
 イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請手続
 検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行う

こと。

(1) 検定申請の受付期間
平成22年7月26日(月)から同年8月6日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等
ア 検定申請書 1通
イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)
ウ 写真(検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

(4) 受検対象者の確定方法
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料
検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。
なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項
(1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
(2) 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽
エ 室内用運動靴(体育館内での実技試験に使用する。)

9 その他

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備係担当係

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年6月11日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
給与計算事務等22業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
83,895,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年6月11日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成22年度財務会計システム運用委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
月額 4,042,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年6月11日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成22年度県庁ネットワーク運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1-16
- 5 随意契約に係る契約金額
92,232,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため